

都内で土壤汚染状況調査を実施する皆様へ

## 土壤汚染の規制対象物質に 「クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）」 が追加されます

土壤汚染対策法施行令・東京都環境確保条例施行規則などが改正されました  
（平成29年4月1日施行）

土壤汚染対策法及び東京都環境確保条例の土壤汚染制度の規制対象物質に  
「クロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）」が追加され、  
2017（平成29）年4月1日以降、以下の対策が求められます

- 1 クロロエチレンについて、新たに  
土壤汚染に関する基準値※（土壤溶出量基準等）が定められました  
※土壤汚染対策法の指定基準等、環境確保条例の汚染土壌処理基準等
- 2 クロロエチレンの調査の方法が定められました（第一種（特定）有害物質）
- 3 クロロエチレンを取り扱った履歴のある土地において土壤汚染状況調査を  
実施するときには、クロロエチレンを調査対象物質に加えることになりました
- 4 クロロエチレンは土壤中で他のVOCが分解して生成する物質であることから、  
分解する前の物質※（親物質）を取り扱った土地において土壤汚染状況調査を  
実施するときも、クロロエチレンを調査対象物質に加えることになりました  
※テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、  
シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン

例として、

○テトラクロロエチレン（パークレン）

○トリクロロエチレン（トリクレン）

などを過去に取り扱っていた事業所の敷地での調査の際は  
クロロエチレンも調査する必要があります

（過去の調査・対策等の扱い、経過措置については裏面をご覧ください）

【クロロエチレンに係る改正の内容についてのお問い合わせ先】

東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壤地下水汚染対策担当

電話 03-5388-3473

本件の詳細は【東京都環境局HP「土壤汚染対策」】をあわせてご覧ください

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/ordinance/text.html#kaisei>

## 【過去に調査・対策を行った土地について】

- 1 過去に親物質による汚染が確認されている土地は、新たに地歴調査の契機が生じた時には、「クロロエチレンの汚染のおそれのある土地」とみなされます  
【地歴調査の契機】
  - 土対法3条・4条に基づく調査対象となったとき
  - 土対法14条による指定の申請を行なうとき
  - 環境確保条例117条の対象となったとき
- 2 過去に親物質の汚染があり、汚染の除去を行った土地は次のとおり扱います
  - 掘削除去 ⇒ 「クロロエチレンの汚染のおそれのない土地」
  - 原位置浄化 ⇒ 「クロロエチレンの汚染のおそれのある土地」  
(クロロエチレンの分解まで確認している土地は除く)

## 【経過措置について】

- 1 施行日(平成29年4月1日)以降に土対法に基づく調査契機が生じた場合は、クロロエチレンを調査対象に加えてください  
【調査契機が生じた日の例】
  - 下水道法・水質汚濁防止法に基づく特定施設を廃止した日
  - 土対法3条ただし書による調査の一時的免除が取り消された日
  - 土対法4条2項の調査命令が発出された日
  - 土対法14条の指定の申請書を提出した日
  - 土対法16条の認定調査を実施し認定申請書を提出した日
- 2 施行日以降に環境確保条例に基づく汚染状況調査に着手する場合は、クロロエチレンを調査対象に加えてください  
【汚染状況調査に着手】
  - 条例116条1項、条例117条2項に規定する調査結果の報告のため、指定調査機関が東京都土壤汚染対策指針「第2」の「2」に定める「汚染状況調査」に着手した日
  - 着手日の判断は、報告書内の「土壌ガス・土壌試料の採取日」の記載や指定調査機関が発行する「着手届」等の書類によって行います
- 3 既に法・条例に基づく土壤汚染状況調査に着手しており、施行日以降も継続して調査・対策を行う場合は、クロロエチレンに関する追加の調査は必要ありません
- 4 既に法・条例に基づく対策に着手しており、施行日以降も継続して対策を行う場合は、クロロエチレンに関する追加の対策は必要ありません

**個別の案件については、届出先の担当者にご確認ください**